○印刷業務における下請負の取扱いについて

R6.4.1 長野県会計局契約・検査課

令和6年4月1日より印刷業務の下請負に係る取扱いについて下記のとおり定めましたので、一般競争入札、公募型見積合わせに参加される方は 各公告案件をご確認ください。

1. 下請負について

- (1) 技術資料等の提出内容に示しているとおり、「印刷業務の下請負説明書(申請書)(様式1)」は必ず提出してください。
- (2) 主たる部分の一部の下請負の可否は2のとおりです。
- (3) 下請負の可否について不明な部分のある場合は、事前(入札(見積)前)に発注者に問い合わせてください。
- (4) 落札(採用)者は契約後、速やかに下請負契約書(写し)又は請求書(写し)等を発注者に提出してください。

2. 印刷業務の下請負の可否

| | 印刷前工程 | | | | | 印刷 | 印刷後工程 |
|---------------|-------------------------------------|----------|-----------|----------|------|------|---------|
| 一般印刷の 積算体系 | A | В | С | D | Е | F | G |
| | 編集デザイン | DTPパーツ作成 | DTPメイクアップ | 文字デザイン校正 | 刷 版 | 印刷 | 製本加工 |
| | | | | | | Н | I |
| | | | | | | 用紙価格 | 諸経費・配送費 |
| | 主たる部分 | | | | | | その他部分 |
| 下請負の可否 | 下請負できない | | | | | できる | 下請負できる |
| | 申請不可 | | | | 申請要※ | | 申請不要 |
| 提出資料 | 「印刷業務の下請負説明書(申請書)(様式1)」は必ず提出してください。 | | | | | | |

※申請書を必要とする場合の承認要件

- ・原則として県内に本店を有する者
- ・仕様書に定めのある場合